
第12回 垂水市新庁舎建設検討委員会 会議録

■日時：令和元年9月30日（月）10：00～11：30

■場所：垂水市役所3階 第一会議室

■出席者

【垂水市新庁舎建設検討委員会】

鯨坂委員・立山委員・安藤委員・黒川委員・前田委員・川井田委員・森田委員・吉川委員
（欠席）本田委員・橋口委員・後迫委員・山口委員・菅委員

【事務局】

市長

企画政策課長・同課課長補佐・同課主幹兼庁舎建設係長・同係主査・同係主任主事

1. 開会

（事務局） 本日は、お忙しい中、本委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
す。

はじめに欠席委員の報告を行います。本田委員、橋口委員、後迫委員、山口委員、菅委員は所用により、欠席との報告を受けております。

以上、5人の欠席がございますが、垂水市新庁舎建設検討委員会設置要綱第6条第2項により、過半数の委員の皆さんのご出席をいただいておりますので、委員会は成立していることをご報告申し上げます。

ここで、市長がごあいさついたします。

2. 市長あいさつ

（市長） 皆さん、改めましておはようございます。第12回垂水市新庁舎建設検討委員会ということで、ただいま担当課長のほうからもありましたが、それぞれお忙しい中ではありますが、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

この庁舎建設に関しましては、東日本大震災の翌年から議論をいたしまして、本格的には熊本震災の影響を受けて、身近な問題としてこれまで様々な経緯を踏まえて現在に至っているわけでありまして。本委員会も12回目ということで、議論を重ねていただいて専門的、あるいはいろんな方面からのご意見を頂いてここまで進んでまいりました。私自身の感覚としてはスタートから7割程度進んでいるのだというふうに思います。A案、B案、C案という中でそれぞれ比較していただきまして、C案（現在の案）と決めていただいて、2回の議会の議決を頂いて今日まで来ているわけでありまして。具体的に今回、基本計画（案）ということで、これまで一つの争点になっていました「海辺でいいの？」と旗があるのですが、安全上の心配があったのだと思うのですが、そのことに対して科学的な根拠が示され、我々もなるほどと理解できるようになっております。今回から具体的な中身、建設に向けてより建設的な「こういうものがあつたらいいよね」とか「こ

うしたらいいよね」とかそれぞれの立場で前向きなご意見を賜れば大変有難いなと思います。そもそもの原点はこの現庁舎が築 60 年、大変危ない状態でございますので、そのことをいち早く、早いといっても我々の案で 4 年後ということでございますのでそれ以外の案はないわけでございますので、しっかりと中身について前向きな議論していただければと思います。建設のあかつきには誰もが喜ぶ庁舎ができるというふうに思っておりますので、貴重なご意見を賜ればと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。まして、開会としてのご挨拶とさせていただきます。

(事務局) ありがとうございます。市長は、別の公務がありますので、これにて退室とさせていただきます。これから先は、鯉坂委員長に、審議の方の議長を務めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3. 経過報告

(委員長) それでは、皆様方のご協力をいただきながら、進めさせていただきます。今日は皆さまが基本設計案に対して書いてきた意見書をまとめるということですので、忌憚のないご意見を、よろしくお願いいたします。はじめに、経過報告について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、「(1) 住民説明会報告について」説明いたします。住民説明会については、令和元年 8 月末に垂水市新庁舎建設基本設計(案)を作成したことから、市民に対して、設計内容の十分な説明と基本設計(案)に対するパブリックコメントでの市民からの意見聴取を目的として 9 月 1 日から 13 日にかけて、牛根地区、新城地区、中央地区の市内 3 ヶ所で説明会を実施いたしました。

資料につきましては、資料 1 の 1 ページ目をご覧ください。まず、実施状況について説明いたします。

今回の住民説明会は 3 箇所の会場で実施し、3 箇所合計の参加者として 273 名、うち 64 名の職員の参加となりました。この参加者数は、昨年 5 月(262 名、うち 150 名職員)及び昨年 10 月(163 名、うち 62 名職員)に実施した住民説明会の参加者数をいずれも上回っており、多くの市民、職員の皆さまと意見交換をさせていただいたところです。

次に説明内容といたしまして、今回の説明会では、先日、委員の皆さまにもお配りいたしました「垂水市新庁舎建設工事基本・実施設計業務 基本設計図書 [概要版]」を印刷したものを配布し、設計事業者である宇住庵設計・NK S アーキテクト・大隅家守舎設計業務共同企業体が資料に基づき説明を行いました。主な説明の内容といたしましては、イメージ図を用いて、新庁舎が堤防から離れて高くなっていることを示すなど、安全性を確保した設計であることを説明しました。

また、市民向けワークショップによって出された意見について説明し、意見の基本設計への反映状況についても説明しました。説明後、質疑の時間を設けましたが、今回の説明会の質疑については、基本設計(案)に関する疑問解消の時間とさせていただき、意見及び要望については 8 月 30 日より開催しているパブリックコメントの意見として提出を依頼いたしました。説明会で寄せられた主なご意見としまして、様々なご意見をいただいておりますが傾向としましては③の表をご覧ください。質疑等については、全体で 17 件あり、基本設計の内容に対して、特に安全性や機能に関する考え方への質問が

多くいただきました。安全性や機能に対する質疑については、専門的な質疑もありましたが、今回、設計事業者とやりとりが行われたため、参加者の疑問点の解消に効果があったと思われました。計画の賛否や建設位置に対する意見については今回の説明会では、肯定的な意見が出されましたが、今後も多くの市民に正しく理解してもらうため、広報誌や車座座談会を通じ事業の理解促進、不安解消に努める必要があると考えております。

そのため、今後の予定といたしまして、広報誌については10月号にて基本設計（案）についての掲載を予定しており、車座座談会については現在2団体の開催が決定しております。今後も1人でも多くの方に正しく理解していただくよう車座座談会の回数を重ねていければと考えております。

住民説明会報告については以上となります。

続きまして、パブリックコメント実施状況について説明いたします。資料の2ページ目をご覧ください。

パブリックコメントについては、前回の委員会でご説明したとおり、8月31日～9月30日までの間、基本設計案概要版を公表し、基本設計案に対する市民意見を募集いたしております。意見の提出状況について説明いたします。9月26日時点で21名の提出があり、意見件数といたしまして95件の意見件数があり、この時点で前回の意見件数71件を上回っていることから、市民の皆さまより多くのご意見をいただいているところであります。寄せられた主なご意見としまして、様々なご意見をいただいておりますが傾向としましては資料の表をご覧ください。一番多かったご意見としまして、市民スペースの活用方法や運用に関する意見・要望が多く、次に早期着工・早期完成をお願いしますといった建設促進に関する意見が多くありました。また、塩害、砂、降灰などの対策はどのようになっているか質問や防災拠点機能のための安全性の確保に関する質問も多く寄せられました。その他の意見といたしましては、今後の設計のなかで地元産木材の使用を検討してほしいといった意見や現庁舎が閉鎖する際の関連事業として、夜に庁舎のライトアップ等をして現庁舎への感謝の気持ちを示してほしいといった要望など多岐にわたっているところです。

今後の予定といたしましては、本日までとなっております意見募集期間終了後に意見のとりまとめを行い、パブリックコメントの市民意見及び、後ほどご説明いたします外部検討委員会の意見を踏まえまして基本設計を完了させたいと考えております。

なお、基本設計完了後は実施設計に入る予定となっております。

パブリックコメント実施状況については以上となります。

続きまして、議会報告について同じく資料1に基づきましてご報告いたします。議会報告と申しましても今回は陳情書の取り扱いについて皆様方にご報告させていただきます。まず陳情1号ですが、新庁舎建設についての市民アンケートを求める陳情書、これが新庁舎建設を考える会から出されておりましたが、本会議で「不採択」という結果になりました。陳情書2号の新庁舎建設の早期着工を求める陳情書、これについては本会議で「採択」となりました。

陳情3号の市庁舎建設に関する住民投票条例を求める陳情書、これが継続審査となりました。

その他ですが、本会議の期間中に3件の陳情書が出されておりました。建設業組合か

ら新庁舎建設の早期着工を求める陳情書、それから牛根漁業協同組合から新庁舎建設の早期着工を求める陳情書、それから垂水市漁業協同組合から市民の為の新庁舎早期完成を求める陳情書、これが会議中に3件出されていたのですが、陳情2号と同一主旨ということで、これが結果的に採択となったことから、この3件の陳情書については取り扱い上「文書配布」という取り扱いになったという報告がありましたので、皆様にもご報告させていただきます。

以上で報告3件については終わります。

(委員長) ありがとうございます。ただいまの経過報告についてご質問等ありませんでしょうか。

(A委員) 陳情3号の住民投票に対する陳情書についてですが、これは建設に賛成か反対かといったようなことを住民に聞きたいということなのではないでしょうか。

(事務局) 今回の「市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書」ですが、陳情の内容については、主旨としては「市庁舎建設に関する問題を住民投票で賛否を問うため、住民投票条例制定を求めるもの」、要望事項としては「垂水市の中核であり、象徴である市庁舎の建設は住民が一丸となって主体的に取り組み、この意思を表明し、市政に反映させなければなりません。現行の市庁舎建設計画は建設予定地や規模等の問題で市民の意見が分かれています。いつ大きな災害が起こるかわからない現在、老朽化し耐震のない現庁舎は一刻も早く建て替えなければなりません。つきましては主権者である市民が住民投票で賛否を問うべきと考えます。よって、早急に垂水市議会で新庁舎建設に関する住民投票条例を制定して下さるよう市民の署名、954筆を添えて陳情いたします。」という内容ですが、今回の主旨の核は「市議会で住民投票条例を定めてほしい」という内容であります。同様の内容の要望書が市長宛には提出されているのですが、あくまでも前回もお話したとおり、住民投票という手続きの重さといえますか、まずはしっかりと議会で判断していくことが我々としてもお願いしているところで、それを住民で決める必要性というのは、議員の皆様方が判断すべきということで、今回、内容をもう少し聞いてみようという主旨で継続審査になったと報告を受けております。

(B委員) 住民投票といっても議員さんは住民から選出されて「議員」という立場であるので、議会の中での意見の取りまとめは議会のほうにするべきではないですかね。議員さんが選出されて議会があるわけですので、住民投票条例を制定するというのはおかしいのではと私は個人的には思います。

(C委員) 8日の南日本新聞の内容を見ると場所にこだわっているなと思った。場所にこだわるということは、大きく言ったら一極集中、日本は東京に集中し、鹿児島県は鹿児島市に集中する。垂水市だったらやっぱり本町に集中する。なぜかというやはり生活のしやすさだと思う。安全面で言うと、極端かもしれないが、川や海や山がないような場所が一番安全ですが、生活するには不便です。安全面から言うと今言ったようなところになるが、ほとんどの反対する方たちはこの場所にというので、そこがおいしいんじゃないかと思う。もう少し安全性を言うのなら極端な話、今言ったような場所になるのではなかと。今、意見もありましたように我々は1票を託して議員さんを選んでいくわけですから、住民投票となると、おかしくなるのではないかと思います。

(委員長) 防災的に非常に危惧しているという状況ですね。

- (B委員) 結局一般の人は場所にこだわっているが、垂水市は全体的に低いので、仮に東日本大震災のような津波が来れば市内全体が被害を受けると思う。ただ、そのときに防災拠点としてしっかり備えておけば、それでしっかり機能を果たすことができるわけなので、垂水の場合は場所にこだわらなくてもいいと思う。
- (副委員長) 敷地は嵩上げて建設するわけですので、条件的にはよくなるんですけどね。
- (委員長) それではよろしいでしょうか。他にはありませんでしょうか。
- (副委員長) ちなみに住民投票が継続審査して「住民投票しましょう。」となった場合はどのくらいの期間がかかるのでしょうか。今から議会に諮って、住民投票してとなったら着工自体は予定よりもかなり遅れるのではないのでしょうか。
- (事務局) 先週届出をされたばかりですのでこれからではありますが、最短で10月中に申請ができればと考えていらっしゃる可能性はあると思います。その場合、結果をどういう形で市長のほうで採用されるかだと思うので、まだそれ以降のスケジュールについては、はっきりしない状況でございます。
- (委員長) 補助金に関してはどうなるのでしょうか。仮に住民投票があったとして、問題なく使えるのでしょうか。
- (事務局) 補助金の関係ですが、令和2年度までに実施設計に着手することが条件ということで、現在、基本設計(案)が出来て、これから実施設計に移っていきますので、条件は満たせる状況にあります。ただし、住民投票によって、仮に現計画を見直さなければならぬという形になると、新たな計画を立てることになれば3年以上の時間を要しますので、その際はこの予算が使えないということは想定しておかなければならないと思っております。
- (委員長) 他に経過報告につきまして、質疑等ございませんか。

4. 協議

- (委員長) それでは、次に協議に入ります。協議事項は(1)基本設計案に対する意見書について、となっております。事務局の説明をお願いします。
- (事務局) それでは協議事項「基本設計(案)に対する意見書」についてご説明いたします。まずは前回、委員会のほうで基本設計(案)に対する意見を皆さんに提出していただきましたが、多くの委員の皆さんから多くの意見が集まりました。意見については資料2に取りまとめていますが、意見総数としては約50件ございました。今回この資料2、資料3に基づいてご説明します。

まず資料2を見ていただきたいと思います。今回この資料の取りまとめについては基本設計の項目ごとに意見を取りまとめました。出された意見の原文と意見の種別、それから意見の要旨、取り扱い等についてまとめた資料になります。順を追って説明いたしますのでよろしく願いいたします。

まず計画の項目、イメージ図についてですが、イメージ図が2つありましたが、これに対して6件意見がありました。その中でキーワードについては「すごく景観がいいので活用してほしい」との意見や、「庁舎規模について、待合室の広さについてはどうかな」との意見もありましたが、4番の「市民に開かれている雰囲気はいいが、執務室と待合スペースの区切りは必要。パースはイメージだと思うが区切りを意識してもらうために

床材を変えたり、扉をつけるなどの配慮は必要。」との事ですが、今回、この執務スペースと待合スペースの什器の配置やレイアウトについては別事業で検討する予定なので、しっかりとこの辺の意見も踏まえた形で反映したいと思います。それから6番にありますように「設計イメージ上、柵やベンチ等角ばっていますので、安全面で、より角をなくすようにしてほしい。」ということですが、これも別事業の中でもあるのですが、安全面に配慮した什器選定に努めていきたいと考えているところです。

続きまして2ページ目、設計のコンセプトでございます。全部で8件意見がございました。多くはキーワードで整理しているところですが、回答分についてご説明いたします。まず3番「作品等の展示室、ATMがあったら」ということですが、1階の市民スペースのほうにギャラリー、ATMエリアは設計案に反映済みでございます。それから4番についても先ほどと同様オフィス環境の別事業で検討していく予定です。5番ですが「ガラスが多用されていてデザイン性はすばらしいが、強度には問題があるのではないか。」というような安全対策上の意見がありましたが、基本的には防災拠点として機能確保されるように対応していく予定です。ガラスですので、安全性にも配慮しながら製品設定を行い、ルーバーを置くことで飛来物への対応や、仮に割れても被害が大きくならないようにフィルムを貼るといったような対応をされると聞いているところです。基本的には、防災拠点として機能しないことが一番怖いことですので、そこは十分に配慮して対応していくようにしていきたいと思います。6番ですが、これも別事業で検討していきます。文書の問題ですが、他の市町村と比べて文書量が多い状況です。効果的・効率的な文書管理を徹底してやっていく必要があると感じているところですので、供用開始まであと2～3年ありますので、その間に文書管理への対策もしっかりとやっていきたいと考えているところです。それから8番「塩害に強いプレキャストコンクリート」とありますが、ここについても、ご指摘のとおり施工の不安もあるかと思いますが、施工については設計監理もしていきますので、ここについては充分配慮して施工できるように努めていきたいと考えています。

続きまして、計画概要につきましては、意見はございませんでした。

4ページ目の配置計画ですが、ここについては、3番の「身障者駐車場と思いやり駐車場、サブエントランス側に作るかまたは現状の位置で屋根をつけてほしい」とありますが、現在のところ、設計では屋根付きで設置する計画です。それから4番目「桜島、錦江湾側の眺望が期待されるが、共用スペース・待合室側も望めるのか。また3階、4階のバルコニーは開庁時、閉庁時等に市民も入れるか」とありますが、現時点では3階以上のバルコニーは利用不可という運用計画で考えているところです。5番目「公用車用駐車場が多いように思える。高齢者等の来庁を考慮し、1階駐車場は一般車両に一部開放をお願いしたい。」と書いていますが、今回、駐車場については公用車と一般車両が車道の中で混在するような感じで危険じゃないか、とパブリックコメントの意見でも出ていますので、公用車と一般車両の動線については明確に分けられるように検討したいかなと思っております。なお一般車両の駐車場台数については計画上の台数はクリアしているところがございます。6番目ですが、海からの距離を検討していただきたいこと、それから隣地の活用計画等の意見でしたが、今回の配置計画は十分検討した結果、堤防から28m離れた場所になっており、敷地内の未利用地については荒地となることのない

よう検討していくということで、現在、職員駐車場が確保できていない状況ですので、土地開発公社の土地ということもあり、関係機関と連携して残地については、しばらくの間は職員駐車場として活用できないかということで、これから調整をしていきたいと思っていますところ。7番の「庁舎下部の駐車場が行き止まりとなっているが、利便性と災害に配慮し通り抜けられないか」との意見でしたが、当初、トンネル化というのでも計画をされたのですが、護岸に砂山がある関係で砂の飛散があるのではと大きな問題になり、公用車の動線については、先ほども言いました配置計画の中で再検討していく作業を進めているところ。す。

続きまして5・6ページ目の平面計画についてです。ここの回答分については5番の「多目的室の三角形が使いにくいのではないか。」といった意見がありましたが、運用計画の中で利用価値が高まるよう工夫していくということでご理解をいただきたいと思えます。6番目の多目的トイレについては全階に設置を検討しているところ。平面図での表示で文字が被っていましたが、1階にもちゃんと多目的トイレについては設置しているところ。それから7番については「副市長室と応接室の場所を入れ替えたほうがセキュリティ上いいのではないか。」とご意見でしたが、ここについてはまた庁内で検討をさせていただきたいと思えます。9番目「宿直室は休日も待機されているのか。防犯対策も気になる。」ということですが、各種手続き等あるため夜間休日も待機する計画でいるところ。10番の意見ですが、仕切りは防火対策で仕切る仕様となっております。次の12番目の意見ですが、これについては大会議室を上階に移し、1階部分を駐車場にできないのかということだと思えますが、大会議室の利活用については選挙の期日前投票や休日のセミナー等の開催など、市民からの要望もあり、利活用しやすい配置ということで、市民意見の反映、庁内の事情を考慮して大会議室については、1階へ配置を想定しているところ。それから13番の「執務室内の中央部分に見通しを遮るように小会議室がある」とありますが、今の案では、設計案の中では表現はされていないのですが、この裏が職員のマグネットスペース的な使い方ができないかというのが設計会社から提案されている段階で、ここの空間の利活用に関しては、さらにオフィス環境事業の別事業で検討していきたいと思っております。14番の意見ですが、ハイサイドライトの件ですが、空調計画とあわせて詳細に検討してみたいというJVからの回答がありました。

景観計画についてですが、これについては地元産材の活用ということでしたけれども、これもJVから今後コストとあわせて検討したいと回答がありました。

続きまして、次のページの省エネルギー計画ですが、太陽光の利用ですが、太陽光については、別事業の構想がありまして、これを優先して考えていく計画でいるところ。す。

ユニバーサルデザインについては、ご意見はありませんでした。

防災計画については「災害用のトイレになるようなベンチを設置してもよいのでは。」とご意見がありましたが、これも詳細な製品を決める際に検討していきたいと思えます。

次の11ページの構造計画ですが、小梁を簡略化できないかとのご意見ですが、ご指摘の通り、この件については簡略化したものが採用されています。ただ概要版の図面の方が、古いものでしたので差し替えをしたいと設計会社から回答がありました。

次の設備計画については、ご意見はありませんでした。

13 ページ市民ワークショップ報告についてはご意見が1件ございました。

最後の14 ページのその他の意見ですが、寄せられた意見としては跡地活用や運用方法、その他周辺計画の話、早期着工を求める話等がありました。各意見の詳細については、資料2の意見内容、対応方法をご確認いただければと思います。フロアレイアウトで5件、オフィスレイアウトで4件、庁舎規模の意見が4件、運用方法については3件の意見が出ました。市としてはしっかりと目を通して回答を作ったところですが、1件、駐車場の動線、公用車両と一般車両を分ける動線については、設計を変える要素になるのではないかとということで検討をさせているところです。それ以外については構造的な部分とか内容の部分で変更を要するものというのはなかったのではないかと感じたところでした。

それを踏まえまして、資料3をご覧くださいなのですが、皆様方から出た意見をキーワードで整理し、基本設計（案）にどのような形の意見が望ましいのか、委員長と意見交換をしながら今回整理をさせていただきました。それが画面にも出ますので、これから意見書の案について、文章のご確認をお願いしたいと思います。内容についてですが、先ほども言いましたフロアレイアウトについては三角形の構造体を活かした配置を検討いただきたい、市民スペースの活用については市民ワークショップの意見を十分に反映されていると思うが、さらなる利便性の確保に努めながら安全対策を含めた運用ルール作りに努めていただきたい、基本設計後に検討可能な市民スペース作り、窓口作り、さらには什器の選定に引続き検討を行っていただきたいといったことを整理しております。2番目の大きな表題としては跡地利用、周辺計画について、跡地利用についてはなるべく早い段階で人や物が集まる場所となるようなビジョンを示していただきたいということ、それから移転予定地の周辺について予定地の残地、周辺道路、交通アクセス計画など長期ビジョンを示していただきたいということを整理しております。3番目ですが、市民の理解促進については、引き続き車座座談会などの取り組みを行い、市民の理解促進に努めていただき可能な限り早期着工、早期完成を目指していただきたいという内容で皆様方からの意見を計画に関すること、計画をしっかりと進めるためにも跡地や周辺も含めてビジョンを示してほしいということ、理解促進に引き続き努めてほしいこと、こういった内容で整理させていただいたところです。いろんなご意見をいただいたのですが、反映できる部分はしっかり運用の部分で、ソフトの部分で対応していきますので、本当にありがたい意見だと思いました。以上で説明を終わります。

今回、この委員会ですっきりと意見書のほうをまとめていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員長) 委員の皆様には多くの意見をいただきありがとうございました。これらの意見をまとめていただいて、意見書（案）ということを示しております。これを基に皆さんからご意見をいただいて、内容を足したり削ったりしながらまとめられればと考えておりますので、ご意見いただければと思います。少しの間内容を読んでいただいてご指摘いただければと思います。

考えていただいている間によろしいでしょうか。パブリックコメントのほうをまとめられますが、公開されるのでしょうか。

- (事務局) パブリックコメントですが、先ほども報告があったとおり、100件を超えるご意見があったところです。手続き要綱の中でこの取り扱いについては関連する同じような質問・意見等についてはまとめることができ、まとめたものを整理して市の考え方というのを回答するようになっております。回答の仕方については個人に返すのではなく、HPで公開するという手続きになっておりますので、100件以上の意見を同一主旨の内容でしっかりまとめて、それに対しての回答を出す、という作業をこれからやっていかなければならないと考えています。
- (委員長) いつ頃まとめる予定ですか。
- (事務局) 中旬くらいまでを目標にしているところです。
- (委員長) 今回の意見書はどういう取り扱いになるのでしょうか。
- (事務局) 今回の意見書が出されたらパブリックコメントの結果とあわせて、まずは庁内の推進委員会に報告します。その際に設計変更を要するような意見内容があったかどうかを確認し、あればその変更内容について報告します。庁内の推進委員会で承認がいただけたならば、最終的には市の意思決定機関の経営会議で最終決定をするという風な手続きの流れになります。その後意見書の内容、パブリックコメントの結果、完成した基本設計の内容をHPで公開していきたいと考えております。
- (委員長) この委員会の議事録も公開しているので、今回の委員会の意見内容も公開してもいいと思うのですが。
- (事務局) 前回、提言書については、HPで公開していたと思います。今回の意見書の取り扱いについても前回は参考にしながら決めていきたいと思います。
- (委員長) せっかく皆さんに多くの意見を出していただいているので、委員の皆さんが差し支えなければ公開してもよいと思います。そういったことも含めまして、「こういったのを入れたほうがいい」というようなことがありましたらご意見お願いいたします。
- (C委員) この計画のイメージの1に「景観もすばらしく、この建物を何とか観光資源に出来ないか。多くのイベントもこの場所で開催」とあります。こういう公共施設の中で、例えば軽い食事ができるような場所は造れないでしょうか。例えば、垂水は道の駅は2つありますが、来た人の心をつかむようなものがあったとしても良いのでは。
- (委員長) 観光資源としてももう少し付加しても良いのではないかとのご意見でした。傍聴ロビーから桜島が見えるようになっていますが、来庁者が上の階に登れるのは良いことです。
- (C委員) 料金的にも高くなく、ワンコインくらいで軽いお茶となんかできるくらいの場所があっても良いのでは。
- (委員長) 運営まで考えると難しいかもしれませんが、もう少し市民が利用できる場所があるといいかもしれません。
- (C委員) 規模が大きいんじゃないかという意見がありますが、これ以上小さくする必要はないと思う。
- (委員長) ここに関連して、バルコニーの話がありましたが、どのページに記載されていますか。
- (事務局) 配置計画の4ページ目の4番です。「桜島、錦江湾からの3方向に眺望が期待されるが共有スペースや待合室からも望めるのでしょうか。また、3・4階のバルコニーは開庁時・閉庁時等市民も入れるのでしょうか。」という意見でした。
- (委員長) できれば実施設計で可能な範囲で3階以上に入れるスペースを検討してはいかがでし

ようか。

(事務局) セキュリティーを含めた運用方法を考えていけないと思います。

(委員長) 長崎県庁舎は夜の 10 時まで開放していて、学生が帰る前に自習スペースとして使っているようです。運用ですが、1 階の市民ホールなどに机や椅子があったら、夏に高校生とか来てくれるんじゃないですか。セキュリティ上、何時で閉庁するのかといった部分はまだこれからですか。

(事務局) はい。まだこれからです。

(D委員) 女性の意見から言いますと、こういう目新しいものができたらまずは見に行きたいと思うものです。なので、今おっしゃったように眺望スペース、そういうところで皆で話ができる場所があれば、市役所という意識ではなく、「あそこに行って桜島、錦江湾を眺めようか」とそういう意識が広まっていくんじゃないかと思います。通常であれば利用者も戸籍関係などの決まったところにしか行かないですけど、市民と市役所がより静かに感じる場所、そういった場所がほしいと思います。

もう一つ、この庁舎の入口の関係ですが、南側からは入り口がないのでしょうか。正面玄関だけになるのでしょうか。

(事務局) メインエントランスが東側から、キャノピーを通ってくるところにあります。南側は、通常は公用車等があったりするので職員エントランスになっております。あともう 1 ヶ所は北西のところに身障者用駐車場をピロティーの下に 2 台設けているのですが、そこからも入れる出入口を確保していますので、全体的には 3 ヶ所入口がある計画になっています。

(D委員) 例えばあそこに建物を建てた場合、県営住宅、定住促進住宅、病院、近隣からも利用される方も多いと思います。例えば自転車で来庁してきたとか、そういった場合、南側にもお客さん用の市民スペースというのがあればいいかなと思います。例えば正門があれば裏門からでも突き抜けられる、やはりそういった出入口は必要なのではないかと思います。

(事務局) 3 ヶ所ありますので、その利活用については、一定のルールを設けながら、検討していきます。平日であれば、3 ヶ所とも利用は問題ないと思います。

(委員長) 南側をどう使うか分からない状況なので、南側の残地については、計画の時にお示しして、出来ればそちらからも敷地に入れるということがわかればご理解いただけると思うのですが。

(D委員) 敷地は全面ではないのでしょうか。

(委員長) 全面ではないです。ここの土地をどう使うかをなるべく早く決めていただきたいと思っています。ちなみにここは何mくらいあるのでしょうか。

(事務局) 20m くらいです。

(D委員) 南側の道路と接している部分はないということでしょうか。

(事務局) 現在の計画ではありません。ただ、敷地の出入り口が 1 ヶ所で一般車両と公用車の動線が重なるのではないかというご意見がパブリックコメントで出てきたものですから、そういった意見を踏まえて一番南側の面に道路を 1 本通そうかなという設計変更を今検討しているところです。まだ検討をしている段階ですので、設計変更の要素としては敷地計画が少し変わる可能性があります。

- (委員長) 公社の土地といっても他の土地ですので、現時点でそこに駐車場と表記するのは難しいかもしれませんが、一応こうなるという想定図を作ってもいいのではないかと思います。
- (事務局) 基本計画の中で庁舎の敷地は 10,000 m²という設定をしたところですが、公社の土地が約 16,000 m²ありますので、10,000 m²で敷地を区切っている段階で面積としては 6,000 m²残る計画になっています。残りの 6,000 m²を何に使うのかというのは今後検討していかないといけない話なのですが、職員駐車場の利活用という問題も調整をしようと思っ
ているところです。また、消防の問題は令和 5 年までが広域化の検討期間ということで、単独で行くのか、合併するのか判断を示さないというふうに本部の方からは聞いている
ところです。なので、消防に関しては、基本計画自体は作ってはいるみたいで、建て替
える場所については未定ではありますが、規模的には 4,000~5,000 は必要ということ
で、仮に入れるとなればここに誘致できる可能性はあるのかなとは思っているのですが、
先ほども申しましたように消防の広域化の問題というのが令和 5 年までであり、解決は
まだ先ということで、残地の 6,000 m²の土地は職員駐車場として使えないか、公社と協
議をしていく予定です。元々 10,000 m²の中に職員駐車場を 70 台分くらいは計画で入れ
ていたのですが、今回の配置計画の中で 70 台分の確保ができなかったという結果にな
りました。そういったことから職員駐車場をまた新たな代替案で対応しなければならない
状況なのでこういうやり方で今回はやっているところです。
- (B 委員) 防災拠点として、公設市場のほうにドクターヘリが着ますよね。今後ともあそこでド
クターヘリの対応を行う計画なのでしょうか。ただ、防災計画として、ここには新庁舎
の屋上にはヘリポートはどうなのかなと思ひまして。今後、大災害が発生した時に公設
市場を自衛隊のヘリなどが活用できるのかを教えてください。
- (事務局) 基本的にあの一体において、新庁舎が移った場合の防災計画上の配置について詳細な
話はしていないところです。現在のところ、おっしゃるように公設市場がドクターヘリ
の発着場になっている状況になっていまして、こちらについても新庁舎が移ることによ
り、駐車場を利用するのかどうかについて検討していかなければならないところござい
ます。今後、話をしないとイケないと思うのですが、駐車場にヘリを下ろすようにな
ると、一般の来庁者等も想定されますので運用の面において難しいのかなと思っ
ているところ
です。
- (副委員長) あその土地は都市計画上触れない土地があるのでしょうか。
- (事務局) 都市計画決定をされておりまして、都市下水路のポンプ場用地が 4,900 m²あるの
ですが、都市計画上、位置については番地指定で、その中で面積 4,900 m²の面積が指
定され
ているところですので、今のところは 6,000 m²の残地にあてはめているところ
です。
- (副委員長) 要は、駐車場くらいの予定だと何の問題もないということですね。
- (事務局) そうです。6,000 m²が公社の土地で未利用の土地になりますので、一応計画上は 6,000
m²の中の 4,900 m²分という解釈で考えているところです。今後、この残り 6,000 m²の
ところに建物が建つとなると、問題が出てくるので改めて 4,900 m²をどう確保するの
かとい
う検討が必要だと思ひます。
- (委員長) 私の意見としては仮設でもよいから、今のところは全部駐車場等で描いてもいいかな
と思うのですが。

(事務局) 公社と利活用についてはまだしっかりと話しをしていないところですので、そこは慎重に判断をさせていただきたいと思います。

(委員長) 市民利用のところでもう一つよろしいでしょうか。議場は花火の時はよく見えると思います。例えば応募があればあそこを開放して市民が花火を見られるように、なるべく多様に使えるように検討していったほうがよいと思うのですが。

(事務局) 現在のところ、市の花火大会については、新庁舎を建設するところでやっていますが、今後もあの土地で引き続き花火が開催されるかは不透明となっておりますので、庁舎の目の前で花火ができるのかの確認もまだですので、そういったことも含めて検討していきたいと思います。委員長が言われるところは、運用にも関わる場所なので、その点については関係課とも検討していきたいと思います。

(委員長) 昔の議場はマイクなどが有線だったので固定式でよかったのですが、今は無線のマイクに変わっていますので、机を移動式にして市民が使えるような運用を考えられないでしょうか。最初の「市民スペースの活用については、」というところで「さらなるスペースの拡充と利便性の確保」と入れたらどうでしょうか。特に4階は市民が入れるようにした方がよいと考えます。

(事務局) 各文章の末尾の表現を統一してもらってもよろしいですか。

(委員長) 2番目の文章は「明るい展望となるように」のところは、「明るい展望を示していただきたい。」をお願いします。それと「跡地利用については」のところを「旧庁舎周辺については」をお願いします。要は消防署も含めて検討が必要ですので、「旧庁舎周辺については、なるべく早い段階で人が集まるような」という表現にしていただければと思います。予定していたのは11時半ですが、他に何かありませんか。あとは問題なければ公表してもよろしいですか。(はい。の声)

それでは基本設計(案)に対する垂水市新庁舎建設外部検討委員会意見書についてはこの内容で提出したいと思います。色々のご意見、ありがとうございました。

最後に全体を通して何かご意見等ございますか。

(A委員) すみません、こちらの設計図書、市役所の入口のところに「意見をください」とおいてありますが、これがおいてあるのはあそこだけですか。

(事務局) あと両支所にも置いてあります。牛根と新城です。

(A委員) どちらかと言うと若い方は、逆にそういう情報を拾おうとしていないし、HPをスマホでぱっと見られるのも若い人だと思うのですが、声かけはしてもなかなか見えない状況です。なので、そういう方々に少しでも目に触れてほしいなというのがあって、待ち時間があるような場所とかにこういった資料をと思って、目に触れることがあればこの計画がどこまで進んでいて、どこの段階にあるのかというのを少しでも広がっていくのではないかと思います。病院とか待ち時間が長かったりするので、そういうときに手にとってみたりすると思うので、病院の待ち時間や市民館、いろんなところに置いてもらいたいと思います。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございます。我々も情報発信については、様々な形で、現状どこまで進んでいるのかお知らせしないといけないと思っております。10月号からですが、広報誌を通じて毎月、新庁舎建設について情報発信をすることを我々執行部としても考えております。ですので、それぞれの年代の方々においては、気になってらっし

やるテーマとしては違ってくるとは思うのですが、そういったところに重点を置いたかたちで特集を組んだり、情報発信をしていきたいと思imasので年代ごとにご意見はあると思imasので、子育て世帯の方からも、皆様の方からもいろんなアドバイスをいただければ、そういった形で情報発信をしていきたいと思imasのでよろしくお願いたします。

(委員長) ありがとうございます。図書館には置いてもよいと思imas。

(事務局) 今回はまだパブリックコメント(案)ということでしたので、決定しましたら、概要版はできるだけいろんな窓口とかにも置きたいと思imas。10月号は明日発送なのですが、今回は説明会の中からピックアップして8ページくらいのボリュームで掲載しています。その内容については、車座座談会でもQ&Aとセットでやっていきたいと思imasので、ぜひともいろんな集まりには顔を出したいと思imasので皆様方からもぜひともお声かけいただきたいと思imas。

(委員長) ありがとうございます。それでは本日の協議事項は終了いたしました。委員会を終了します。ありがとうございました。